

第10章 その他

(1) 施設や設備、運営体制の変更について

- ①法令および条例の変更により児童クラブの施設や設備に変更が生じた場合には、該当する部分のガイドラインの見直しを行うこととする。
- ②現在の運営体制に変更があった場合は、見直しができることとする。ただし、児童の安全確保の観点から現状を下回らないガイドラインの作成に努めること。

(2) ガイドラインの見直しについて

- ①本ガイドラインは必要に応じて見直しができるものとする。
- ②本ガイドラインは、作成時点において児童が安全に生活ができる最低の基準を示したものであり、今後見直しをする事態が発生した場合には、この作成趣旨に反することなく改善という目的で見直しを行うこと。見直し前のガイドラインと比較した場合、当然見直し後のガイドラインが児童にとってよりよい環境で保育を受けられるものでなくてはならない。
- ③見直しに際してはガイドライン策定委員会を開催し、保護者および市民の意見が必ず反映されるようにしなければならない。